

# 徳島県剣道連盟会則を次のように定める

平成 17 年 4 月 1 日

## 徳 島 県 剣 道 連 盟

### 徳 島 県 剣 道 連 盟 会 則

#### 目 次

第 1 章	総 則	(第1条 — 第4条)
第 2 章	会 員	(第5条 — 第9条の2)
第 3 章	役員及び会議	(第10条 — 第13条)
第 4 章	審 査 等	(第14条)
第 5 章	委員会及び専門部会	(第15条)
第 6 章	経 理	(第16条 — 第18条)
附 則		

# 第 1 章 総 則

## ( 名 称 )

第 1 条 本会は、徳島県剣道連盟(以下「連盟」という。)と称し、事務局を徳島市に置く。

## ( 組 織 )

第 2 条 連盟は、徳島県の剣道・居合道及び杖道(以下「剣道等」という。)の愛好者(以下「会員」という。)をもって組織し、公益財団法人全日本剣道連盟及び公益財団法人徳島県スポーツ協会に加盟する。

## ( 目 的 )

第 3 条 連盟は、剣道等の奨励発展をはかり、その理念を広く普及させるとともに、会員相互の親睦・融和をはかることを目的とする。

## ( 事 業 )

第 4 条 連盟は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 剣道等の技術の研究及び指導に関すること。
- (2) 剣道等の講習会の開催及び指導者の養成に関すること。
- (3) 剣道等の地域及び職域グループの育成強化に関すること。
- (4) 剣道等の競技会の開催に関すること。
- (5) 剣道等の級位・段位の審査に関すること。
- (6) 剣道等の普及発展のため文書図画、電磁的記録等の制作及び領布並びに各種媒体等による啓発活動。
- (7) 剣道等の医・科学に関すること。
- (8) 会員の表彰及び物故者の慰霊祭に関すること。
- (9) その他連盟の目的達成に必要な事項。

# 第 2 章 会 員

## ( 会 員 )

第 5 条 連盟の会員は第3条の目的に賛同し、次の条件を備える者とする。

### (1) 団体会員

地域及び職域で組織された剣道団体並びに居合道及び杖道で形成された団体に加入している者とする。

- (2) 個人会員  
剣道等発展のために寄与できると連名会長が認めた者とする。

### (加盟団体及び構成)

第 6 条 連盟は次の加盟団体及び個人会員をもって構成する。

- (1) 剣道部会
- (ア) 地区団体  
徳島支部、鳴門支部、板野東支部、板野西支部、阿波支部  
美馬支部、三好支部、麻植支部、名西支部、小松島支部、  
阿南支部、丹生谷支部、海部支部
- (イ) 職域構成団体  
警察支部、刑務所支部
- (2) 居合道部会
- (3) 杖道部会
- (4) 個人会員  
前条第 2 号に規定される者とする。
- 2 居合道部会及び杖道部会に関する詳細な事項は各部会において別に定める。
- 3 剣道部会に入会している会員は、居合道部会及び杖道部会においても会員登録することができる。但し、この場合、連盟会費は 1 団体からでよい。
- 4 連盟に加入していない者は、級位・段位・称号の審査、連盟主催の大会及び講習会等への参加を認めない。

### (会員登録)

- 第 7 条 連盟への会員登録は、加盟団体から行い、個人会員は直接連盟へ申し込むこととする。
- 2 少年剣道教室（道場を含む。）・徳島県中学校体育連盟剣道専門部・徳島県高等学校体育連盟剣道専門部・徳島県大学剣道連盟（大学院生を含む。）の所属の者は、第 6 条に規定する加盟団体に加入する必要はない。

### (会 費)

- 第 7 条の 2 連盟に加入が承認された会員は、所属団体を經由して所定の会費を納入しなければならない。
- 2 小学生（就学前の幼児を含む。）・中学生・高校生（高等専門学校生を含む。）・大学生（大学院生及び専門学校生を含む。）の者は、会費を免除する。  
また 80 歳以上の会員については会費納入を任意とする。

### (退 会 )

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その理由を付して所属団体に届出なければならぬ。

( 除 名 )

第 9 条 会長は、会員として、ふさわしくない行為等があった者を、役員会の承認を得て除名・資格停止等にすることができる。

( 復 活 )

第 9 条の2 会長は、前条により除名・資格停止等処分を受けた者、または住所地の支部長から復活申し立てがあり、相当の事由があると認めるときは、役員会に諮り承認を得て、復活を認めることができる。ただし、情状により、復活の申し立てができない期間を設けることができる。この期間は、1年以上無期限とする。

### 第 3 章 役員及び会議

( 役 員 )

第 10 条 連盟に置く役員と、その選出方法等は、次表に掲げるとおりとする。但し、改選年度に77歳に達しない者を選出する。

役員	名称	人員	選出方法等	役 務
1	会 長	1 名	総会における互選による。	連盟を代表し、これを総理する。
2	副 会 長	若 干 名	同 上	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3	審 議 員	若 干 名	会長が理事会の承認を得て委嘱する。	段・級位及び称号の審査、審議並びに重要事項につき会長の諮問に応えるものとする。
4	理 事 長	1 名	会長が理事会の推薦に基づき任命する。	会長の指示により連盟の運営を総括する。
5	副理事長	若 干 名	同 上	理事長を補佐し、連盟の運営をつかさどるものとする。
6	常任理事	若 干 名	同 上	理事長を補佐し、連盟の運営を図るものとする。

7	理事	若干名	会長が指名するもの並びに各ブロック(中部・西部・南部・職域・居合道・杖道)の推薦に基づき任命する。	同上
8	事務局長	1名	会長が理事会の推薦に基づき任命する。	連盟の事務を統轄し、役員及び支部の相互の連絡調整を行うものとする。
9	事務局次長	1名	同上	事務局長を補佐し、役員及び支部の相互の連絡調整を行うものとする。
10	会計	1名	同上	連盟の経理事務を処理し、適正な出納を図るものとする。
11	監事	3名	総会における会員の互選による。	連盟の事業の執行状況及び経理その他の業務の監査を行うものとする。
12	支部長	各支部に1名	地域又は職域における会員の互選による。	支部を代表し、当該支部の運営を行うとともに、連盟事務局及び少年剣道教室との連絡調整を行うものとする。

- 2 役員の任期は、2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 役員が欠けたときは、第1項に規定する選出方法等に基づき選出するものとする。この場合における当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項に規定する役員は、他の役員を兼ねることはできない。

### (名 誉 役 員 )

第 11 条 本連盟に 名誉会長、顧問及び相談役を置くことができ、会長がこれを委嘱し重要事項につき会長の諮問にこたえる。

### ( 会 議 )

第 12 条 連盟の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年春期に、臨時総会は役員3分の2以上の要求のある場合又は会長が必要と認めた場合に、第10条及び第11条に規定する役員及び支部を代表する評議員を招集して開催し、議決事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
  - (2) 予算、決算に関する事項
  - (3) その他重要事項
- 3 役員会は、会長が必要の都度、所要の役員を招集して開催するものとする。
  - 4 総会及び役員会は、会長が議長を務めるものとする。この場合における議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 5 評議員は、各支部より2名を選出するものとする。

(定足数)

第13条 会議の定足数は、当該会議の構成員の過半数以上とする。

## 第4章 審査等

(審査等)

第14条 級位・段位の審査は、別に定めるところによる。

## 第5章 専門委員会及び専門部会

(専門委員会及び専門部会)

- 第15条 剣道、居合道及び杖道の事業を効率的に推進するため、専門委員会及び専門部会を置くことができる。
- 2 専門委員会及び専門部会の組織及び運営については、別に定める。

## 第6章 経 理

(会計年度)

第16条 連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(簿 冊 )

第17条 事務局には、次の各号に掲げる簿冊を備え付けておかなければならない。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 金 銭 出 納 簿
- (3) 証 憑 書 類 綴
- (4) 議 事 録
- (5) 行 事 予 定 綴
- (6) 試 合 結 果 綴

(7) 歴代役員名簿

(8) その他必要書類

( 監 査 )

第 18 条 監事は、総会までに所要の監査を行い、監査調書を作成のうえ、総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際において、既に役員に任ぜられている者は、この規則に基づいて互選、又は委嘱、若しくは任命されたものとみなす。
- 3 この規則を一部改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この規則を一部改正し、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この規則を一部改正し、平成16年4月1日から施行する。
- 6 この規則を一部改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この規則を一部改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この規則を一部改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この規則を一部改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この規則を一部改正し、令和5年4月9日から施行する。

## 慶事・弔慰に関する内規

平成 6年 4月 1日

### ( 総 則 )

第 1 条 徳島県剣道連盟会員等の慶事・弔慰等は本内規の定めるところによる。

### ( 慶 事 )

第 2 条 会員等の慶事については、次により慶祝金品を贈る。

- (1) 剣道に関する功勞により叙勲又は国家褒賞を受けた者
- (2) その他常任理事会において必要と認めた者

### ( 弔 慰 )

第 3 条 会員などが死亡した場合は、次の区分により花輪もしくは、香典を贈るものとする。情状により両者併せ贈ることがある。

- (1) ア 役員及び役員であった者 10,000円  
イ 友好団体 10,000円
- (2) 連盟葬については、常任理事会において決定する。但し、急を要する場合は、会長が決めることができる。
- (3) その他本条第1項各号により難き場合についても会長が決めることができる。

### ( 見 舞 )

第 4 条 役員及び友好団体の長が病気入院した場合の見舞いは、次のとおりとする。

- (1) 役員 5,000円
- (2) 友好団体の長 5,000円

### 附 則

- 1 この内規は、平成6年4月1日より施行する。
- 2 慶事・弔慰に関する内規(昭和50年3月16日施行)は、これを廃止する。